

野木町規則第 10 号

野木町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、野木町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例（令和 7 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。

(廃棄等費用の積立て)

第 3 条 条例第 4 条第 3 項の規定による積立ては、資源エネルギー庁が定める廃棄等費用積立ガイドラインに基づき行うものとする。

(期間)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める期間は 180 日とする。

(設置抑制区域)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める区域は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(事前協議)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による事前協議は、太陽光発電設備設置事業事前協議書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 配慮すべき事項の内容確認書（別記様式第 2 号）
- (2) 設置抑制区域に関する関係法令手続確認書（別記様式第 3 号）
- (3) 別表第 2 に定める書類
- (4) その他町長が認める書類

2 条例第 7 条第 2 項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業事前協議変更届出書（別記様式第 4 号）により行うものとする。

3 条例第 7 条第 3 項による通知は、太陽光発電設備設置事業に関する事前協議終了通知書（別記様式第 5 号）により行うものとする。

(地元関係者への説明会の開催)

第7条 条例第8条第1項の規定による説明会は、第9条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を周知及び説明するものとする。

2 条例第8条第1項の規則で定めるやむを得ない理由は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止重点措置又は新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。
- (2) 前号のほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法の趣旨に鑑み、新型インフルエンザ等感染症の拡大防止に努める必要があると認められるとき。
- (3) その他町長がやむを得ないと認めるとき。

3 事業者は、前項の規定により説明会の開催をしなかったときは、戸別訪問等により周知及び説明を行うものとする。説明会の開催により周知及び説明に努めたにもかかわらず、当該説明会に参加できない地元関係者についても、同様とする。

(意見の聴取)

第8条 町長は、条例第7条第1項の規定による事前協議があった場合は、必要に応じて本町の環境審議会に意見を求めるものとする。

(届出及び実施協議)

第9条 条例第9条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事業名
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 総発電出力
- (5) 工事施工者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (6) 事業実施スケジュール
- (7) 地元関係者への説明会開催（第7条第3項の規定により戸別訪問等をしたときは、当該戸別訪問等を含む。）に係る報告に関する事項
- (8) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令の手続に関する事項

(9) その他町長が必要と認める事項

2 条例第9条第1項の規定による届出及び実施協議は、太陽光発電設備設置事業実施協議書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 配慮すべき事項の内容確認書（別記様式第2号）

(2) 別表第2に定める書類

(3) 地元関係者説明会開催（戸別訪問等）報告書（別記様式第7号）

(4) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書（別記様式第8号）

(5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の規定による認定書の写し

(6) 緊急対応マニュアル（自然災害、事故、機器の故障等が発生したときに速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網及び事象別の対応等を示したものをいう。以下同じ。）

(7) その他町長が必要と認める書類

3 条例第9条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業実施協議変更届出書（別記様式第9号）により行うものとする。

（実施協議終了の通知）

第10条 条例第10条第1項の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業に関する実施協議終了通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

（工事着手の届出）

第11条 前条の通知を受けた事業者は、工事に着手しようとするときは、太陽光発電設備設置事業工事着手届出書（別記様式第11号）により町長に届け出なければならない。

（適正な設置及び維持管理）

第12条 条例第11条の適正な設置とは、次に掲げるものをいう。

(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

ア 土地の形質変更は最小限にとどめること。

イ 土砂の流出等の防止のため、雨水処理の方法は栃木県の定める開発行為の技術基準第5の基準を満たしていること。

ウ 土砂の流出を防止する対策を講ずること。

エ 擁壁、石張り、吹き付け、のり枠、のり面排水等によりのり面の保護対策を講ずること。

(2) 良好な景観の形成

ア 市街地、住宅地等の景観を阻害しないよう発電設備の設置位置等に配慮すること。

イ 河川等の自然景観を阻害しないよう発電設備の設置位置等に配慮すること。

(3) 環境の保全

ア 民家等に隣接する場所に発電設備を設置するときは、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮し、及び事業区域との境界から後退し、事業者と隣接関係者とで協議の上、緩衝帯を設けて遮蔽する等の措置を講ずること。

イ 道路沿いに発電設備を設置するときは、道路の見通しの妨げにならないよう事業区域との境界から後退させ、又は緩衝帯を設ける等の措置を講ずること。

ウ 薬剤等を散布するときは、事前に散布の日時等について、町及び隣接関係者への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう対策を講ずること。

エ 太陽光パネルを低反射のものにし、又は傾きを調整する等反射光の対策を講ずること。

2 条例第11条の適正な維持管理とは、次に掲げるものをいう。

(1) 管理看板の設置 発電設備において火災、土砂の流出等が発生したとき又は周辺に緊急事態が発生したときは、事業者には連絡を取ることができるよう発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電能力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。

(2) 事業区域への立入防止 事業者は、事業区域に事業者以外の者が立ち入ることがないように、フェンスを設置する等安全対策を講ずること。

(3) 事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃 事業者は、事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこと。

(4) 発電設備が破損した時の対応 事業者は、自然災害等により発電設備が破損したときは、被害を最小限にとどめるよう努めるものとし、速や

かに復旧又は撤去すること。

(5) 発電設備を廃止するときの対応 発電設備を廃止したときは、速やかに撤去し、及び処分することにより、良好な景観を形成し環境の保全を図ること。

(6) 緊急対応マニュアルの更新 事業者は、緊急対応マニュアルを定期的に見直すものとし、緊急対応マニュアルを更新したときは、その旨を町長に届け出ること。

(設置完了の届出)

第 13 条 条例第 12 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電設備設置完了届出書（別記様式第 12 号）により行うものとする。

(発電事業変更の届出)

第 14 条 条例第 13 条の規定による届出は、太陽光発電事業変更届出書（別記様式第 13 号）により行うものとする。

(太陽光発電事業廃止等の届出)

第 15 条 条例第 14 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書（別記様式第 14 号）により行うものとする。

2 条例第 14 条第 2 項の規定による届出は、太陽光発電設備撤去完了届出書（別記様式第 15 号）により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第 16 条 条例第 15 条の規定による届出は、地位承継届出書（別記様式第 16 号）により行うものとする。

(身分証明書)

第 17 条 条例第 17 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第 17 号）によるものとする。

(指導、助言及び勧告)

第 18 条 条例第 18 条第 1 項の規定による指導又は助言は、太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書（別記様式第 18 号）により行うものとする。

2 条例第 18 条第 2 項の規定による勧告は、太陽光発電設備設置事業改善勧告書（別記様式第 19 号）により行うものとする。

3 条例第 18 条第 3 項の規定による報告は、太陽光発電設備設置事業是正報告書（別記様式第 20 号）により行うものとする。

(公表)

第 19 条 条例第 19 条第 1 項の規定による公表は、野木町公告式条例（昭和 25 年条例第 2 号）による掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第 19 条第 2 項の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書（別記様式第 21 号）に、公表に関する弁明書（別記様式第 22 号）を添付して行うものとする。

（補則）

第 20 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 月 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

設置抑制区域	（1）森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する森林の区域、同法第 25 条の規定により指定する保安林及び同法第 41 条の規定により指定する保安施設地区 （2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項に規定する農用地区域 （3）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 6 項第 1 号に規定する農地及び同法第 5 条第 2 項第 1 号に規定する農地（ただし、平成 30 年 5 月 15 日付け 30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知に基づき設置する発電設備についてはこの限りではない。） （4）河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域、同法第 54 条第 1 項に規定する河川保全区域及び同法 56 条第 1 項に規定する河川予定地 （5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域 （6）文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条の規定により指定する重要文化財の所在地及びその近接地並びに同法第 109 条の規定により指定する史跡名勝天然記念物の所在地及びその近接地
--------	---

	(7) 文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及びその近接地 (8) 栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）第4条の規定による県指定有形文化財の所在地及びその近接地並びに同条例第31条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の所在地及びその近接地 (9) 野木町文化財保護条例（昭和54年条例第7号）第4条の規定による町指定有形文化財の所在地及びその近接地並びに同条例第36条の規定による町指定史跡名勝天然記念物の所在地及びその近接地 (10) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条に規定する要措置区域及び同法第11条に規定する形質変更時要届出区域 (11) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域、同法第11条第1項に規定する都市施設の予定区域及び同法第12条の4に基づき計画された区域
--	---

別表第2（第6条、第9条関係）

書類の種類	明示すべき事項
事業者の住民票の写し （法人の場合は登記事項証明書）	住民票の写し及び登記事項証明書は、3か月以内に発行したもの
位置図	方位、事業区域、接続道路状況 縮尺1,000分の1以上
公図の写し	事業区域の地番 隣接地の土地所有者
発電設備配置図	方位、事業区域の境界、発電設備の設置位置
事業実施スケジュール	説明又は説明会予定年月日、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、運転開始予定年月日、運転終了予定年月日
太陽光パネル、パワーコンディショナー及びキュービクルの仕様書又はカタログ	設置予定の発電設備の種類及び数並びに太陽光パネルの角度
発電設備架台の仕様書又はカタログ	設置予定の発電設備架台の種類、数及び高さ
登記事項証明書の写し 又は賃貸借契約書の写	土地の権利関係 登記事項証明書は3か月以内に発行したもの

し	
資金計画書	設置工事見積書 発電事業収支計画